

事業者の
皆さまへ

～業務用の「はかり」は定期検査を 受検しなければいけません～

消費生活センターでは、「はかりの検査業務」を行っています。
「取引・証明」に使用するはかりは、計量法により2年に1度の定期検査を受けるように義務付けられています。

【取引・証明に使用するはかりの具体例】



- 商品の値段を“重さ”で取引するための「はかり」
(例) … 100g〇〇円で商品を売る、買い取る
- 小包郵便物、一般運送事業者等の宅配便物の料金
特定に使用する「はかり」
- 病院、薬局で調剤に使用する「はかり」
- 学校、病院、福祉施設等で健康診断に使用する
「はかり(体重計)」

検査済みのはかりには「合格シール」を貼付しています。
みなさんもお店や病院に行かれた際には探してみたいはかりがでしょうか？



「消費生活教室」を受講してみませんか？

消費生活に関することなどをテーマに、専門の講師を招いて講座を行っています。
たくさんのご応募をお待ちしております。

■日 時：5月～9月までの毎月1回
13:30～15:00

■場 所：佐世保市常磐町6番1号 中央公民館(予定)

■内 容：未定

※日時、場所、講座内容は、4月下旬に発送
予定の受講希望者への案内状にてお知らせいたします。

■受講料：無料

■申 込：受講を希望される方は、官製ハガキに「教室受講希望」と明記し、
「住所、氏名、電話番号」を記入して、消費生活センターまで郵送
してください。電話による申し込みも受け付けております。

■宛 先：〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号
佐世保市役所 佐世保市消費生活センター



【お問い合わせ】消費生活センター ☎0956-22-2591

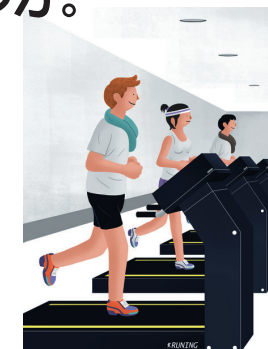
消費生活ニュース

No.175
H31.2発行

継続的な契約をしたけれど……

★新しい年になり“心を新たに何かに挑戦したい”という気持ちにあふれている人がきっと多いのではないのでしょうか。

- ・運動不足解消のため、スポーツジムに行くぞ。
- ・健康のため、サプリメントを試そう。
- ・自分磨きのため、英会話教室に行くぞ。
- ・新しい出会いを求めて、結婚紹介サービスに入会しよう。



こんな気持ちで挑戦してみたが、やっぱり契約を解約したいとの相談が寄せられた事例を挙げてみます。

事例1

「1回だけのつもりの健康食品」(60代・男性)

テレビショッピングを見て、お試し価格500円の健康食品を注文した。1回だけと思っていたのに、2回目が届いた。

事例2

「4回購入することはわがっていたが解約したい」 (70代・女性)

新聞折り込み広告を見て、腰や膝によさそうなサプリメントを注文した。初回は980円の購入、2回目以降は5,000円で4回購入する条件であることはわがっていた。飲んでみたら、なんとなく体に合わないようなので、初回分980円払うので2回目以降は解約したいと申し出たが、4回購入の契約だとして解約できないと言われた。

<アドバイス>

インターネットや、テレビショッピング、カタログ広告等による通信販売では、クーリングオフ(無条件で解約できる権利)の制度はありません。

基本的に契約時の条件に従うことになります。それでも解約を希望すると、初回分を通常価格(本相談事例では5,000円)で支払うことによって、解約可能な場合があります。

佐世保市消費生活センター

佐世保市八幡町1-10(市役所12階)

※平成31年4月(予定)までの間は13階に移ります。

☎ 0956-22-2591

■相談受付時間…8:30～17:15

■閉 所 日…土・日・祝日・年末年始

【相談をする際の注意点】

1. 相談は佐世保市民の方からのみお受けしております。
2. 事業者の方からの相談はお受けしておりません。

